令和４年６月室戸市農業委員会総会議事録

１．日時　　令和４年６月２４日（金）午後１時３０分～
２．場所　　室戸市役所２階　第１会議室
３．出席委員　　９名

１番　島巻 賢二委員　２番　細川 季代委員　３番　藤岡 義博委員
４番　小松 弘之委員　６番　西岡 豊委員
７番　川﨑 一男委員　８番　阿野田　久志委員　９番　尾﨑 考平委員

４．　欠席委員　　山﨑 修委員
５．　事 務 局　　局長　山崎　桂　次長心得　松本 研

６．　議案　　第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
第４号議案　令和４年度農業者年金加入推進活動計画について
その他の件　７月の事業計画について

（開会時刻午後１時３０分）

（会長あいさつ）

議　　長　　ただいまから６月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をお願いします。

事 務 局　　はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は１０名中８名で、山﨑 修委員よりご欠席のご連絡をいただいております。
室戸市農業委員会総会会議規則第６条より過半数の定足数に達して

おりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員さんの出席者数は、１０名中８名のご出席で、黒岩委員よりご欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第１号議案　農用地利用集積計画について
第２号議案　農地法第３条許可申請について
第３号議案　非農地証明願について
第４号議案　令和４年度農業者年金加入推進活動計画
　　について
その他の件　７月の事業計画について
の順となっております。
（５月総会以降の農業委員会の活動報告等）
以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　　それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　それでは２番　細川委員、３番　藤岡委員にお願いします。

議　　長　　これより議事に入ります。第１号議案 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
それでは、産業振興課三宮氏お願いします。
説明の間、休憩いたします。

産業振興課　三宮　　第１号議案番号１農用地利用集積計画について説明させていただきます。

議案書１ページ目と地図は２ページ目をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく賃貸借（ちんたいしゃく)による権利の設定となります。

利用権を設定する者（貸付人）は室戸市、利用権の設定を受ける者（借受人）者は羽根町の　　さん、場所は羽根町字岸ノ下乙975番地１、同乙976番地、同乙977番地１、同乙980番地1、同乙981番地 1 の計５筆で、登記地目及び現況地目は、いずれも田、地積は925㎡、680㎡、352㎡、846㎡、426㎡の５筆計3,229㎡となっております。

設定する利用権は賃貸借(ちんたいしゃく)で、設定期間は令和４年８月１日から令和７年６月30日までの３年間で、令和４年８月より　　さんが室戸市園芸用サポートハウスにて営農開始予定であり、営農をおこなうにあたって利用権設定が必要となるため今回の申請に至っております。作付けにつきましては、施設ナスの予定になっております。

説明は以上です。

議長　　ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。
担当課より申請内容について、説明がございました。
関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

７番　川崎　　申請内容については、先程産業振興課三宮氏より報告がありましたので、私の方は現地確認の報告をさせていただきます。

現地確認は６月 15 日午後２時に竹﨑委員さんと事務局松本さんと現地を確認いたしました。

申請地は十兵衛うどんの東を国道から農道を３００ｍくらい進んだところにあります。現在耕作されている方が３年耕作して、きれいに消毒が終わってから市に戻すということですので、特に問題はないと

思いますので、ご審議よろしくお願いします。
報告は以上です。

議　　長　　ありがとうございました。ただいま担当地区委員さんより、現地調査等の報告がありました。番号 1 につきましてご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な　し）

議　　長　　格別ないようでございますのでお諮りします。
第 1 号議案番号 1 農用地利用集積計画についての市への回答について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって第 1 号議案番号 1 については、これを承認することに決定致します。
三宮氏は、ここで公務のため退席となります。
ありがとうございました。

（三宮氏退席）

議　　長　　続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、番号１と番号２までについて、譲渡人が同じ方の　　さんであり、担当地区委員も久保委員で同じであるため、事務局より番号１と番号２について一括で説明を行い、その後番号１と番号２について一括での現地調査等の報告をいたします。
説明の間、休憩いたします。

事 務 局　　第２号議案農地法第３条許可申請、番号１と番号２について、事務局より一括にて、説明いたします。
まずは、番号１について説明します。
申請地は吉良川町字　　乙　　番　、同字乙　　番　、同字乙　　番　です。登記地目は畑・現況地目は畑となっており、申請面積はそれぞれ 171、74、151 ㎡となっております。本申請は、安田町の　　さんから、吉良川町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

事 務 局　　続きまして、第２号議案番号２について説明いたします。
申請地は吉良川町字　　乙　　番、同字乙　　番、同字乙　　番　、同字乙　　番　です。登記地目と現況地目は乙　　番と乙　　番がそれぞれ原野・畑となっており、乙　　番　と乙　　番　がそれぞれ田・畑となっております。申請面積はそれぞれ 1,375 ㎡、2,419 ㎡、436 ㎡、1,252 ㎡となっております。

本申請は、安田町の　　さんから、吉良川町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

（別紙調査書より説明）

～　事務局より番号１・２の説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員の説明をいたします。

久　保　　久保です。第２号議案番号１について証言します。

委　員　　６月１４日午後１時４０分島巻会長と事務局松本さんと現地を確認しました。

内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。私の方からは、申請地の場所と周辺の状況を説明します。

番号１につきましては、　　川橋詰から県道を４ｋｍほど進んだ　　集落の入り口付近で道路が３本に分かれており、真ん中の旧道を50m北に位置しております。申請地は倉庫や住宅に囲まれており、ユズが植えております。

番号２につきましては、番号１の場所からさらに県道を１ｋｍほど上ったところに２ヘクタールの平地にそのほとんどがユズ畑となっており、申請地は北の端付近に位置しております。

申請人が引き続きユズを栽培するということですので、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

報告は以上です。

よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問は
ありませんか。何かございませんか。

西　岡
委　員　　番号２に登記地目は原野となっておりますが、現況も原野ですか？
原野でも現況地目が畑であれば農地として算定できますか？

事務局　　固定資産税の現況で判断しております。

議　　長　　他に何かありますか？
無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号１について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号１について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして、第２号議案番号２についてお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号２について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号２について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請番号３の件について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　続きまして、第２号議案農地法第３条許可申請番号３について説明いたします。
申請地は吉良川町字　　乙　　番　です。登記地目、現況地目はいずれも畑となっており、申請面積は228㎡となっております。
本申請は、吉良川町の　　さんから、吉良川町の　　さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第３条第２項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
（別紙調査書より説明）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員の説明をいたします。

久　　保　　久保です。第２号議案番号３について証言します。
委　　員　　内容については、事務局より詳細に説明がありましたので省略します。私の方からは、申請地の場所を説明します。
同日同時刻に島巻会長と事務局松本さんと現地を確認しております。
議案番号１の申請地から　　m下流側の市道に面しております。

現在作物は植えておりませんが、畑です。倉庫がありますが、200㎡以内の農業用倉庫ですので、特に問題はないと思います。
よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問は
ありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
第２号議案農地法第３条許可申請番号３について、
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって番号３について許可することに、決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案番号１　非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号１非農地証明願について説明いたします。
申請地は、羽根町字　　甲　番　、同字甲　番　で登記地目は畑、現況地目は原野となっています。面積が 82 ㎡、228 ㎡で、　　農用地区域外です。
羽根町の　　さんの所有地です。

申請理由ですが、父の代から 30 年以上耕作放棄地となっており、
農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、
説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

９　　番　　９番尾﨑、第３号議案番号１非農地証明願について証言します。
尾　　﨑　　6 月 2 日 15 時黒岩委員さんと事務局松本さんと現地確認をしました。　　線の　　の裏の資材置場の裏側の東寄りに大木や竹が生えている状態で農地への復旧は難しいと思います。以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして第３号議案番号２非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事 務 局　　第３号議案番号２非農地証明願について説明いたします。
申請地は、室津字　　番　、登記地目は田、現況地目は山林となっています。
領家字　　番　、同字　　番　は、それぞれ登記地目は田、現況地目は原野となっています。
浮津字　　番、　　番　、　　番　は、登記地目は畑、現況地目は山林となっています。面積はそれぞれ 788 ㎡、83 ㎡、88 ㎡、363 ㎡、105 ㎡、261 ㎡で、農用地区域外です。
東京都練馬区の　　さんの所有地です。
申請理由ですが、相続した平成４年以降耕作しておらず、現在は草木が生い茂っており、農地への復旧が困難となっています。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

６　　番　　議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させ
西　　岡　　ていただきまして、私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。6 月 23 日午後２時に久保委員さんと事務局松本さんと代理人の方と４人で現場確認をしました。
場所につきましては、県道　　線の　　バス停より北に　　m 行って、道なりに　　mほど上がったところにドヨダケの竹林になっています。次の場所は、　　の南　mの谷沿いの竹林になっているところです。その次の場所は、　　の近くの　　団地の上段に上がったところで山林となっています。最後の場所は、山

の中腹に急こう配の墓地の両脇に位置し、山林となっております。内容を見てみますと農地への復旧は非常に厳しいと確認しております。以上です。

議　　長　　ただいまの説明について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

（な　し）

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。全員賛成でございます。
よって非農地として証明をすることに決定致します。

議　　長　　続きまして、第４号議案 令和４年度農業者年金加入推進活動計画について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事 務 局　　資料１の令和４年度農業者年金推進活動計画についてご覧ください。農業委員会はご案内のとおり農業者年金の推進を活動の中の重要なものと位置付けております。農業者さんのなかで、こういう制度があったのに知らなかったということがないように、これからも啓発をし

ていきたいと思っております。今年度は、昨年同様広報むろとや農業委員会だよりで、お知らせをしていきたいと考えております。
　また、今年度も昨年に続きまして、加入推進部長の方を島巻会長に引き受けていただき、活動していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局より説明は以上です。

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま事務局から説明がございました。この第４号議案については何か質問はございませんか。

（な　　し）

議　　長　　特にないようでございます。それでは、資料１に基づき室戸市農業委員会が活動していくことに承認される方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございました。
それでは第４号議案について、承認し資料１の計画案のとおり活動していくことに決定致します。

議　　長　　続きましてその他の件７月の事業計画について議題といたします。
　この件につきまして、事務局より説明を願います。
説明の間、休憩します。

事　務　局　　お配りしている資料が現在高知県が出している新型コロナウイルスの感染状況の資料になります。

農地パトロールは市内を巡回しますので、感染リスクは高くないと考えられますが、県外になりますと、規制が緩められれば、必然的に多くの人が往来するということになりますので、感染するリスクは高くなります。

事務局としましては委員の皆さんの安全と健康を第1に考えておりますので、委員の皆様の慎重なご判断をお願いいたします。

議　　長　　ご意見ご質問等何かありませんでしょうか。

議　　長　　無いようでございますのでお諮りします。
7月の事業計画に賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手少数）

議　　長　　ありがとうございました。
それでは7月の事業計画につきましては中止することに決定致します。

議　　長　　無いようでございますので、事務局からその他事務連絡をお願いします。

事 務 局　　（その他の事務連絡）

・上乗せの障害保険の内容７月総会時に集金
・売買価格調査を７月総会時に提出のお願い
・農地パトロールについて
・７月の市長との意見交換会の議題について

事務局より以上です。

議　　長　　他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

（阿野田　副会長の閉会の挨拶）

（閉会時刻午後３時１０分）